

町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名
競争入札の参加者の資格等に関する規程

平成23年4月1日告示第26号

改正

平成24年3月2日告示第15号

平成26年7月7日告示第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、町営建設工事の請負契約を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で町費で支弁するものをいう。
- (2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

(資格の審査)

第3条 町営建設工事の条件付一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、町長が別に定める競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に該当する者
- (2) 第10条第1項第2号の規定により資格を取り消され、当該取消しの日から3年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、町長が別に定める期間内に町営建設工事請負資格審査申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。

- (1) 町営建設工事請負資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を継承した者
- (2) 第9条第2号又は第3号の規定により資格を失い、新たに法の規定による建設業の許可を受けた者
- (3) 第10条第1項第1号、第3号若しくは第4号の規定により資格を取り消された場合において当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者又は同項第2号の規定により資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過した者
- (4) 営業又は事業の一部を譲渡した者
- (5) 会社分割をした者
- (6) 経常共同企業体(中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。)を結成しようとする者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けた者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長がやむを得ない事情があると認める者

(資格基準等の公示)

第5条 町長は、第3条第1項の資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(業種別区分)

第6条 町長は、第3条第1項の資格基準に適合すると認める者(以下「資格者」という。)につき、第13条に規定する山田町営建設工事請負資格審査委員会(第10条第1項において「審査委員会」という。)の意見を聴いて、土木工事、建築一式工事及びその他の工事の種類(以下「業種」という。)別の区分をするものとする。

(名簿の作成及び通知)

第7条 町長は、第3条第1項の資格審査を行ったときは、資格者につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者

に通知するものとする。

(名簿の有効期間)

第8条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失)

第9条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。

(3) 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

(資格の取消し)

第10条 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合

(2) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。

(3) 第3条第2項第3号に該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。

(4) 第4条第1項の申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該資格者に通知するものとする。

(町営建設工事の請負契約)

第11条 町営建設工事の請負契約は、原則として、条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないとき町長が認めるときは、この限りでない。

(競争入札の参加者の資格等)

第12条 町長は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、当該町営建設工事の種別に応じた業種に基づき、別に定める基準により行うものとする。

2 町長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該町

営建設工事の種類に応じた業種に区分されているもののうちから別に定める指名基準により行うものとする。

(審査委員会)

第13条 次に掲げる事項について審査し、及び審議するため、山田町営建設工事請負資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(1) 第6条に規定する資格者の業種別の区分に関すること。

(2) 第10条第1項に規定する資格の取消しに関すること。

(3) 政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするとき。

(4) 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

(5) その他町営建設工事の請負契約に関し特に必要と認められるとき。

(秘密の保持)

第14条 関係職員は、審査委員会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和59年山田町告示第66号。以下「旧資格規程」という。）は、廃止する。

3 この告示の施行の際、現に旧資格規程第4条の定めにより提出されている町営建設工事請負資格審査申請書は、この告示の第4条に定める申請書とみなす。

附 則

この告示は、平成24年3月2日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年7月7日から施行する。